



国民年金掲示板

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

国民年金保険料の納め忘れのある人へ～後納制度をご利用ください

国民年金保険料は2年を過ぎると時効により納付できませんでしたが、平成27年10月から平成30年9月までは、過去5年間に納め忘れた保険料を納付することができます。(後納制度といいます)

後納制度を利用することにより、年金額の増額や支給資格期間(25年)を確保することができる場合があります。

詳しくは姫路年金事務所へお問い合わせください。
(☎079・224・6382)

●「追納」をおすすめします！

保険料免除、納付猶予、学生納付特例が承認された期間は、保険料を納めた場合よりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

例) 2年間の学生納付特例制度の承認を受け、その期間を追納しなかった場合、約4万円の年金額が減額されます。

そこで、生活にゆとりができたときは、免除等の承認を受けてから10年以内であれば、後から保険料を納付することができます。(追納といいます)

ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の分を追納するときは、当時の保険料に加算額がつきます。

●「扶養親族等申告書」は9月30日までに提出しましょう！
公的年金のうち、老齢・退職の年金は雑所得として、所得税がかかります。

課税対象となる人には「公的年金等の扶養親族等申告書」が送付されますので、提出期限までに提出してください。

▷送付される人 65歳未満＝年金額108万円以上
65歳以上＝年金額158万円以上
※年金以外に収入がある人は確定申告が必要です。



介護保険相談室

医療介護課 介護保険係 ☎ 43・6947

住宅改修費の支給を受けるときは、必ず事前に申請を！

介護認定(要支援、要介護)を受けている人が、生活環境を整えるために、手すりの取り付けや段差解消などの介護保険住宅改修対象工事を行ったときに、改修費用20万円を上限に、利用者負担割合により9割又は8割給付を受けることができます。

改修には医療介護課へ事前に申請が必要です。改修をお考えの方は、必ずケアマネジャーなどに相談し、医療介護課への事前の申請をお願いします。

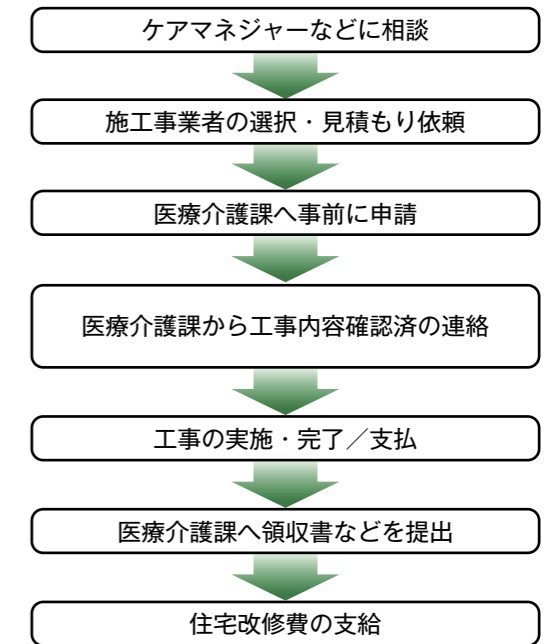
事前の申請を行わずに、改修を行った場合、改修費の給付が受けられなくなります。

■事前申請手続き(工事着工前)に必要なもの

- ①介護保険住宅改修費支給申請書
- ②住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャーなどに作成をお願いしてください)
- ③改修の内容がわかるもの(見積書、平面図、カタログのコピー等)
- ④改修前の写真(日付が入っているもの)

■事後手続き(工事完了後)に必要なもの

- ①改修後の写真(日付が入っているもの)
- ②領収書(原本)※ 原本は、確認後、返却させていただきます。



国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

交通事故などに遭った場合は、まず届出を！

交通事故や傷害事件、飲食店等での食中毒など、第三者(加害者)の行為によって病気やケガをしたときの治療費は、本来、加害者が負担すべきものですが、届出することにより国民健康保険(国保)を使って治療を受けることもできます。

ただし、これはあくまでも、国保が一時的に立替えをするものであり、後日、国保から加害者に費用を請求することになります。

交通事故に遭い、治療が必要となる場合には、すぐに警察に届出をして、「交通事故証明書」を発行してもらおうと同時に、医療介護課まで届出をしてください。

なお、届出前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、国保が使えなくなる場合がありますのでご注意ください。

また、自損事故の場合は、一般的には国保の給付対象になりますが、酒酔い運転や無免許運転などの悪質な法令違反の場合は、給付対象にはなりません。

■届出に必要なもの

保険証・印鑑・交通事故証明書(後日でも可)

柔道整復師への正しいかかり方

近年、柔道整復師(整骨院・接骨院)は、皆さまの生活に身近なものとなってきています。しかし、柔道整復師の施術を受ける場合、健康保険証が使える場合と使えない場合がありますのでご注意ください。

■健康保険が使える場合

急性などの外傷性の骨折、脱臼・打撲及び捻挫

■健康保険が使えない場合

▷日常生活からくる疲労・肩こり・体調不良 ▷慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用 ▷スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛 ▷医師の同意のない骨折や脱臼の治療 ▷工作中や通勤途上に起きた負傷(労災保険からの給付になります)

かかった後で、保険適用が認められない場合は、全額自己負担になります。施術を受ける際には、負傷原因を正確に伝え、柔道整復師へのかかり方を正しくご理解いただいたうえで、適切な受診にご協力をお願いします。

市老連だより いきいき赤穂

No.18

赤穂市老人クラブ連合会

親善グラウンドゴルフ大会について

赤穂市老人クラブ連合会主催の「第22回親善グラウンドゴルフ大会」が、7月5日に城南陸上競技場において開催されました。

毎年大勢の人が参加し、今年は40チーム240名が、夏の日差しの下、熱戦を繰り広げました。

成績は次のとおりです。

- ◆団体の部 優勝＝御崎D 289打、二位＝尾崎D 301打、三位＝西部A 302打
 - ◆個人の部 優勝＝藤本重敏(御崎D)31打、二位＝吉田直治(西部B)38打、三位＝岩本先夫(西部F)41打
- 団体の部で優勝した御崎Dチームは、10月5日に開催される兵庫県老人クラブ連合会「第4回グラウンドゴルフ県大会」に、赤穂市の代表として参加します。優勝を目指して頑張っていたきたいと思います。

なお、今年の県大会は、赤穂市の海浜スポーツセンターで、赤穂市老連も協力して開催いたします。

団体戦以外にも、個人参加の交流戦が開催され、他の市町からも大勢の人が参加します。

普段知り合えない人との交流の場にいただければ幸いです。皆さんの活躍を期待しています。



地域を支える老人クラブに参加しませんか

現在47の単位老人クラブ(会員総数2,140人)が、「健康・友愛・奉仕」の3つの原則を軸に、自分の生活や地域を豊かにするために活躍しています。

近年、老人クラブは地域の「支え手」として注目を集めています。これは、老人クラブという団体が地域に根差した活動を主軸としており、豊かな地域社会づくりに必要不可欠な役割を担う社会的な存在であるためです。

おおむね60歳以上の人ならどなたでも入会できます。お互いに助け合いながら、仲間づくりや健康づくりをし、豊かな高齢期を送るために、ぜひ老人クラブに加入しましょう。